

平成24年1月20日
閣議決定

独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針

【水資源機構】

- 行政事業型の成果目標達成法人とする。
- 利害調整や安全確保のための中核的な判断に関わる業務を除き、外部に委託又は移管し、大幅にスリム化する。スリム化に当たっては、業務の外部への委託又は移管がコスト削減に結び付くよう、類似の業務を集約するなど業務の再構築を図る。

【自動車事故対策機構】

- 成果目標達成法人とする。
- 自動車アセスメント業務は、交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人の統合後の法人に移管する。

【空港周辺整備機構】

- 今後、国管理空港に係る空港運営の民間委託等を進める中で、福岡空港につき民間委託等を行うこととなる際に、本法人が行う福岡空港の周辺環境対策も、その適正な実施を確保しつつ、新たな空港運営主体に移管する方向で検討する。
- それまでの間、成果目標達成法人とする。

【海上災害防止センター】

- 油等防除の確実な実施のために必要な枠組みを維持しつつ、民間主体に移行する方針とされており、これに向けた法整備を可及的速やかに進める。

【都市再生機構】

- 地方都市を含めた高齢化・人口減少社会への対応など本法人の役割の変化に伴い、持続可能なまちづくりを効率的かつ的確に実施できるよう、業務の見直しと併せ、分割・再編し、スリム化することを検討する。
- 検討に当たっては、外部の有識者から成る検討の場を内閣府に設置し、住宅・都市再生両部門の連携が図られるようにすること、住宅・都市再生の事業による収益が本法人の有する多額の負債の返済に充てられる仕組みとすること等に留意しつつ、本年度中に方向性について結論を得る。さらに、賃貸住宅の居住者の居住の安定の維持等の必要性を十分踏まえ、国民負担が増加しないよう留意しつつ、会社化の可能な部分について全額政府出資の特殊会社化を検討し、平成24年夏までに結論を得る。また、東日本大震災の復興事業の推進に留意しつつ検討を進める。